

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和3年度第1回武蔵村山市行政不服審査会
開 催 日 時	令和3年4月23日(金) 午後2時から午後3時15分
開 催 場 所	403集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：加園委員、高橋委員、原田委員、比留間委員、小川委員 欠 席 者：なし 事 務 局：総務部長、総務契約課長、総務係長、総務係主事、文書法制課長、法務係長
報 告 事 項	1 開 会 2 会議の公開について 3 諮問書の交付 4 議 題 (1) 審査請求(令和2年度諮問第1号)について (2) その他 5 閉 会
議 題	(1) 審査請求(令和2年度諮問第1号)について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)：審査請求(令和2年度諮問第1号)について 各委員からの意見を基に事務局において答申書(案)を作成し、各委員に郵送し意見を伺うこととした。 その後、その意見を答申書(案)に反映させ、当該答申書(案)に基づき、次回の会議を開催することとした。  議題(2)：その他 ア 職務代理者の指名について 会長が指名した職務代理者について、事務局から報告した。 イ 別の事件について 今後、本件とは別の事件が諮問される予定であることについて、事務局から報告した。 ウ 次回の会議日程について 次回会議は7月1日又は8日に開催することとし、詳細は事務局から別途連絡することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=会長及び委員、●=事務局等)	○ ただいまから令和3年度第1回武蔵村山市行政不服審査会を開催する。 議事に先立ち事務局から、委員の出席状況の報告及び配布資料の確認をお願いします。 ● 本日の会議は、全員出席のため成立している。  (会議資料の確認)  ● 次第にはないが、文書法制課長から行政不服審査会の概要について説明する。 机上に配布したA3版の「行政不服審査法全部改正に伴う庁内体制の整備について」を参照いただきたい。 まず、行政不服審査制度であるが、この行政不服審査制度は、市の行政処分が行政不服審査の対象となる。 例を挙げると、市民会館の利用申請を市民が行い、市側がその利用申請を不許可した。あるいは市税の賦課をした。こういったことが典

型的な行政処分となる。

次に、行政不服審査はいわゆる対審構造は取っておらず、書面を中心とした方式で、簡易迅速な救済を目的としている制度である。

次に、行政不服審査の結果に不服がある場合には、別途行政事件訴訟の制度によって、訴訟を提起することができる。

法改正の経緯として、行政不服審査法は昭和37年の制定以来、実質的な法改正がなされていなかったが、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、全面的に改正され、平成28年4月に施行された。

続いて、主な改正内容は、1つ目が審理員による審理制度の導入である。改正前の行政不服審査法では、不服申し立ての審理を行う者についての規定がなかったため、原処分に関与した者が、審議を行うこともあり得たが、改正後の行政不服審査法では、職員のうち原処分に関与しない審理員が審査庁から指名され、当該審理員が両者の主張を公正に審理することとなった。

2つ目が第三者機関への諮問手続きの導入である。審査庁では、審理員から提出された審理員意見書を踏まえ、裁決を行うことになるが、この裁決案の公正性、妥当性をチェックする機関として、第三者機関が設置され、諮問手続きが導入された。この第三者機関である行政不服審査会は、基本的には口頭弁論ではなく、書面により審議する。

従前は、審査請求人である住民からの審査庁に対する審査請求及び処分庁からの主張や証拠提出はすべて審査庁に対して行われていた。改正後は、その審査庁と処分庁の間に審理員が設置され、処分庁からの主張や証拠書類が審理員に対して出され、同様に審査請求人からも主張や証拠の提出が審理員に対して出される。そして、審理員がこれら提出された書類を基に審理を行うものである。

その審議が終結すると審理員から裁決案である審理員意見書が審査庁に対して提出され、審査庁が行政不服審査会に諮問し、行政不服審査会は、その審理員意見書が適切なものになっているか審議し、その結果を答申する。

審査庁ではその答申を受け、審査請求人に対して、裁決としてその結果を示す。

文書法制課は、この審査庁という立場で本日、出席をしている。改正法では市役所の中でも処分庁と審査庁は、別の組織が担当することとなっている。文書法制課は処分を担当した部門とは別の第三者性のある組織である審査庁の役割を担う。

そして、行政不服審査会の事務局担当課が総務契約課となる。改正後の行政不服審査法では、処分庁、審査庁、審理員及び第三者機関による、4者による審理手続きになる。また、4つの機関を補助する部署体制については、裁決の客観性、公正性を高めるという制度趣旨を損なわないように対応することが望まれる。そのため、処分庁、審査庁、審理員及び第三者機関の4つの機関を補助する部署は全て分離されている。

審理員候補者については、全課長職及び全係長職が、審理員候補者となる。審理員候補者は、審査請求があった場合、審査請求ごとに全課長職及び全係長職のうち、当該審査請求が提出された日を基準日として過去20年以内に同様の審査請求に係る処分をした職員が対象となる。

市長が審理員候補者名簿の中から、審査請求ごとに審査請求の内容

に於いて、課長職1人及び係長職2人を指定し、当該課長職を総括者として指定する。

審理員の体制については、原則3者の合議体とし、審理員意見書は連署で作成することとなっている。

そして、各機関を補助する担当部署の体制としては、処分庁は当該処分を行った課であり、主な役割としては、主張や証拠の作成提出、口頭意見陳述への出席等である。

審査庁は文書法制課と職員課で分担している。

文書法制課の役割は、審理員研修の企画運営、知識等を養う研修の主催、審査請求の受付及び審査、行政不服審査会への諮問。そして、その後の裁決案の作成、裁決等である。

職員課の役割は、審理員研修の企画運営、審理員候補者名簿の作成、審理員の指名である。

審理員については、実質的な審理を担う者である。まず、審査請求人から提出された審査請求書を処分庁に送付し、処分庁に弁明書の提出を要求する。提出された弁明書に対して、審査請求人に反論書等の提出通知を行う事務である。

そして、争点整理を行い、最終的に審理員意見書を作成する役割である。

行政不服審査会の補助担当部署である総務契約課の役割としては、委員報酬の措置、行政不服審査会の運営を担う。

最後に、「庁内研修体制の整備」として、行政不服審査法に基づく審理員審議を円滑に行うため、課長職及び係長等を対象に、審理員として行う事務説明等について、審理員候補者に専門的な知識を取得する研修を実施していくことである。説明は以上である。

- ただいまの行政不服審査会の説明について、意見、質問等はあるか。

(意見なし)

- それでは、会議次第に沿って会議を進めていく。まず、会議の公開について、事務局より説明をお願いしたい。

- 資料1及び資料2を準備していただきたい。

資料1「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」第3条により、会議の公開の可否は、附属機関の長が会議に諮って決定することとされている内容である。

なお、資料2「武蔵村山市行政不服審査会条例」第6条の規定により、審査請求に係る審議の手続は公開しないこととされており、この審議内容は、審査請求に係る審議の手続、以外の部分の公開となる。

- 当審査請求に係る審議の手続以外の部分とはどこの部分のことか。

- 冒頭部分等のことである。次第の議題、項番4の議題(1)審査請求、令和2年度諮問第1号についての部分については、公平公正な審議ができないため公開をしない。つまり、4の議題を除いた部分について、公開するかしないかの審議をいただきたい。

- 審査請求に係る審議以外の部分は特に公開して問題ないため、公開したいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

- 異議がないものとし、本日の会議は審査請求に係る審議の手続以外の部分については公開とする。次に、諮問書の交付に入る。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市長が公務のため、代理として、総務部長の石川が諮問書の交付を行う。  (諮問書交付及び写しを各委員に配布)</li> <li>○ それでは、議題に入る。1の審査請求について、審査庁から説明をお願いしたい。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【議題であるため非公開】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● では、次回は7月1日か8日の午後に開催としたい。事務局からは以上である</li> <li>○ これで令和3年度第1回武蔵村山行政不服審査会を閉会する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">- 以上 -</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公 開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">           行政不服審査会条例第6条の規定により非公開とする。         </div>	傍聴者： <u>    0    </u> 人
-------------	---	-------------------------

会議録の開示・非開示の別	<input type="checkbox"/> 開 示 <input checked="" type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第3条及び武蔵村山市行政不服審査会条例第6条) <input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等： )
--------------	--

庶務担当課	総務部 総務契約課 (内線：324)
-------	--------------------